

# 新幹線プレス

2017年8月29日

No.356

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

## 安全で働きがいのある職場環境をつくるために 要求獲得に向けてさらに声をあげよう！！

### Part 1 運輸所関係

2017年度基本協約・協定改訂に向けて、本部は198項目にわたる要求を掲げ、交渉を進めてきています。私たち新幹線地本としても、運輸所関係55項目、車両所関係75項目、駅関係17項目の要求について、8月22日幹鉄事に対し早急に協議の場を設け誠意ある回答を示すよう申し入れています。労働条件の改善と安全で働きがいのある職場環境をつくるために、これ以上の労働強化を許さない要求獲得に向け職場からさらに声をあげていこうではありませんか！

今号においては、運輸所関係についての申し入れ内容をお伝えします。

#### 1. 業務・安全関係に関する事項

- (1) 制服の着替える時間を労働時間にすること。
- (2) 毎月の訓練は月一回にして前訓練の出勤時の行路票受け取りはやめること。必要であるというのであれば、行路票を受け取ったときから労働時間とすること。また、訓練の待ち時間は1時間以内にして大型行路(W)には指定しないこと。
- (3) すべての訓練の時間を別枠の超勤扱いにすること。
- (4) 小交番制を廃止し全ての行路に乗せること。
- (5) 乗務点呼と出勤点呼が重複する事があるので別々に受けさせること。
- (6) 退出点呼が重複することが多々ある。退出時刻を超え手元超勤扱としてない時がある。すべて超勤扱いとすること。
- (7) 異常時の情報収集のため、タブレット端末を乗務員に携帯させること。  
また、ペーパーレスによる経費節減のため、規程類をタブレット端末に入れること。
- (8) 運転士業務で運転整備にて現状のサブバックでは、車内歩行時に物にぶつかり転倒する。また、サブバックを抑えて歩行するので両手がふさがり危険である。労災につながるので小さめのサブバックを貸与すること。
- (9) 運転車掌の列車監視は高速のため目を開けていられない。また、雨の日は前方注視が出来ない。よって事故防止と労災防止のためゴーグルを貸与する事。
- (10) 掲示類が多い。必要なものはコピーして配布すること。

- (11) 三島下り本線所定停止位置が確認しづらい。特にN700系前部標識は照らす場所が低く見づらい。反射板を使った確認しやすいものに変えること。
- (12) 深夜の時系列等報告書作成は、翌日寝不足になり運転業務に支障があるのでやめること。
- (13) 東京車両所の構内歩行で事故防止のため一旦停止して指差確認喚呼を行なうこととしているが現行の徒歩時間のままである。徒歩時間を2分増やすこと。
- (14) 東京駅折り返し清掃列車で車掌が座席汚損対応をするが、座席汚損の件数が多い日が多々ある。指定席のお客様に発車後にご案内する事態も発生している。この事はお客様に迷惑をかけサービスの低下になる。座席汚損の申告はSMT責任者がJR責任者に報告しJR責任者から連絡を受けた車掌が交換するものであると考える。現状は後部車掌にSMT責任者が座席汚損の用紙を渡し交換している。よってサービス面と作業連絡体制の問題点から座席汚損を確認したSMTの清掃係員が交換を行なうようにすること。
- (15) 新幹線車掌指導要領（赤本）は貼り付けの訂正が多く見づらく厚くなっている。早急に全乗務員に新しい物に替えること。
- (16) 車掌の準備時間が短いので5分増やすこと。また、退出点呼は3名のクルーで受けるため退出点呼時刻を過ぎてしまうので退出時刻の10分前からにすること。
- (17) 新幹線自由席改札は廃止すること。また、改札の資格確認は止めること。
- (18) 東京車両所着発線500系対応の昇降台を労働災害の観点から改善すること。

## 2. 勤務関係に関する事項

- (1) 申請した日に年休を発給し休日出勤に頼らず大幅な要員増をすること。
- (2) 本人の同意のない一方的な休日出勤は直ちに止めること。
- (3) 年休発給について時季変更を行使した場合は、行使の理由を伝えること。また、年休を時季変更した場合は勤務変更を認めること。
- (4) 時季変更を行使する場合は、新たに時季指定をして年休の発給を法令に基づき行なうこと。
- (5) 社会人としても冠婚葬祭（結婚式・葬式・入学式・卒業式・運動会・地域の行事等）は大事である。よって、社会の一般的常識である冠婚葬祭には優先的に年休を発給すること。
- (6) 年休取得者と未取得者の差がある。年間年休取得の平均化のため、年休の残日数が多い社員に優先して年休を発給すること。
- (7) 要員確保のため還流制度を解消すること。
- (8) 乗務員の予備月の勤務発表は、前月の25日と遅く生活計画が立てられない状況であるので、交番者と同じく前月10日に休日予定を発表すること。
- (9) 予定が立てられるよう年休の発給日は前月25日に発表すること。また、次勤務の確定を5日前から10日前にすること。
- (10) 予備月の公休・特休の付与は、交番の休みパターンに準じて付与すること。変更する場合はあらかじめ本人に通告すること。
- (11) 予備月の勤務で休日後の出勤は10時以降の行路を指定すること。さらに、休日前の退出時刻は遅くとも13時前の行路を指定すること。
- (12) 予備月で行路指定にあたり交番で確保されている在宅休養時間を守ること。

- (13) 会社は社員の健康管理で人間ドックを奨励し受診日の予約をしている。予約日に受診出来るように休日や年休にすること。

### 3. 職場環境関係に関する事項

- (1) 各運輸所の寝室のベットは、マットレスのバネがへたっている。全寝室のマットレスを新しい物に替えること。
- (2) 全職場の寝室のスリッパを衛生面からつま先が空いた物にすること。また、定期的に交換し部屋番号をつけること。
- (3) 各運輸所の寝室は、じめじめして湿気が高くかび臭いので対策を行うこと。また、空調が臭わないように綺麗に清掃すること。
- (4) 衛生面から寝室のシーツを毎日交換すること。
- (5) 各職場に冷水器を設置すること。
- (6) 各職場の浴室に洗濯機と乾燥機を二台設置すること。
- (7) 繁忙期は臨時列車が多く鞆を置けなくなる。各運輸所の待機室に鞆置き場を増設をすること。
- (8) 各職場の待機室のセキュリティボックスを大きくすること。
- (9) 東京第一・二運輸所・大阪第一運輸所の食事ゾーンが狭い。空くの待たなくては食事を取れないので広くすること。
- (10) 東京第一・二運輸所の待機室に時間管理のために、見やすいところに大きな時計を設置すること。
- (11) 風呂場は冬寒く夏は暑い。体調管理の為に東京第一・第二運輸所の風呂場に空調設備を設置すること。
- (12) 東京第一・二運輸所のトイレ清掃が同じ時間となることがある。同じ時間とならないようにすること。
- (13) 東京第一・二運輸所に花粉症や体調管理等の対策のために空気清浄機を何台か設置すること。
- (14) 東京第二運輸所のロッカールームにタオル掛けを作ること。また、ロッカールームに洗面台を作ること。
- (15) 名古屋乗務員詰所のテレビが見づらいのでアンテナを立てること。また、情報収集のためにBSテレビを見られるようにすること。
- (16) 新大阪駅、東京方各ホームの乗務員詰め所を使用させること。
- (17) 三島車両所の男性用浴室の脱衣所は入浴人数のスリッパが置けない。スリッパを入れる下駄箱を設置すること。また、大井車両所派出の風呂場にも下駄箱を設置すること。
- (18) 三島車両所の男性用トイレ小便所、流れる水の水圧が強すぎて跳ね返りがあるので改善すること。

### 4. 制服関係に関する事項

- (1) 車掌業務で制服は年間を通し汗等で汚れる。匂いや汚れでお客様に不愉快な接客となってはならない。よって制服のクリーニングの回数は制限をつけないこと。
- (2) ロッカーが狭すぎ制服等が収納できない。会社は保管場所が無いとし社員に押し付けている。制服を保管する場所を確保して管理すること。

- (3) 夏場の新大阪引上げ等の長距離を歩行やホーム歩行で手袋着用は熱中症対策のために着用を止めるようにすること。
- (4) 駅係員のように新幹線乗務員のネクタイ着用をやめること。

#### 5. その他の事項

- (1) 60才以上の専任社員対し体力的負担のない乗務員行路を作成すること。
- (2) シーパップ使用の基準が他社と異なり使用者がJR東海では非常に多い。基準を見直すこと。また、業務の為であるのでシーパップ使用費用を会社負担すること。

以上

**粘り強い闘いで要求を勝ち取ろう！！**